

廃車手続きをお忘れなく

原動機付自転車・軽自動車を廃車したときは、廃車手続きを忘れずに済ませてください。手続きを忘れてしまうと、実際に原動機付自転車・軽自動車を所有していても、毎年4月1日現在で軽自動車税が課税されます。

なお、他の市町村に転出される方で、原動機付自転車を所有している方は、標識(ナンバープレート)の交換が必要です。

3月末は軽自動車及び自動車の課税期日の終期で、廃車や名義変更などの申請が集中し窓口が大変混雑します。各種手続きはできるだけお早めにごまかせましょう。

車種	手続きをするところ	持ち物
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	吉野町役場 税務収納課 Tel.0746(32)3081	標識・印鑑
軽自動車 (軽四輪・軽三輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 大和郡山市額田部北町980-3 Tel.050(3816)1845	左記に お問い合わせ ください。
軽二輪車 (125ccを超え250cc以下のもの) 小型二輪車 (250ccを超えるもの)	近畿運輸局奈良運輸支局 大和郡山市額田部北町981-2 Tel.050(5540)2063	

- 軽自動車の各種手続き案内
軽自動車検査協会ホームページ <https://www.keikenkyo.or.jp/>
- 自動車の各種手続き案内…Tel.050(5540)2063
近畿運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

環境対策室からのお知らせ

浄化槽をご使用の皆様へ！

清掃は

→お問い合わせ

吉野町役場 暮らし環境整備課 環境対策室まで

- 毎年1回、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。
※全ばっき方式の既存単独処理浄化槽にあつては、おおむね6か月ごとに1回以上。
- 浄化槽の機能を維持するため、スカムや汚泥を引き抜き、付属装置等を洗浄し掃除します。

保守点検は

→お問い合わせ

奈良県景観・環境総合センターまで

〒633-0062 桜井市粟殿1000

Tel.0744(47)3805

- 毎年3回以上、登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施してください。
- 保守点検業者等の維持管理に関するお問い合わせは、奈良県景観・環境総合センターまでご連絡ください。
- 浄化槽の保守点検は主な内容
 - ・消毒剤の点検補給
 - ・汚泥の調整移送
 - ・ブロワの点検
 - ・機能の診断
 - ・水量、水質の測定

11条検査は(水質検査等)

→お申し込み

社団法人 奈良県環境保全協会

〒635-0095 大和高田市大中18-4

YBBビル2F

Tel.0745(22)5161

家庭でできる排水対策は…

川や湖をきれいにするために、私たちが家庭でできることを実施し、身近なところから汚れの原因となるものを流さないように心がけましょう。

台所で

- 流し台**
 - ・ごみはこまめに取り除きましょう。
 - ・排水口には水切り袋や使えなくなったストッキングなど細かい網をつけましょう。
- 食用油**
 - ・できるだけ使い切りましょう。
 - ・あまった油は流しに流さず新聞紙や布にしみこませるなどしてごみとしてごまかせましょう(吉野町では、平成22年7月より食用油回収を実施しています)。

調理

- ・料理はあまらないように作りましょう。
- ・煮汁は工夫して使い切りましょう。
- ・米のとぎ汁は庭や植木にまくようにしましょう。
- ・調理くず・食べ残しは肥料にする方法もあります。

食器洗い

洗濯で

洗剤

- ・鍋・食器のよごれは古新聞や、ゴムべらなどでふき取ってから洗いましょう。
- ・洗剤は適正に使用しましょう。
- ・計量スプーンなどで量って適量を使いましょう。
- ・洗剤は自然にかえりやすいものを使いましょう。

洗い水

地域で

水路

- ・お風呂の残り湯を使いましょう。よごれが良くおちます。
- ・身近な水路や河川を定期的に掃除しましょう。

みなさん一人ひとりの協力できれいな水を目指しましょう！

合併浄化槽 をご利用の皆様へお願い

浄化槽は、処理後の水の水質も極めて良好であることから、川などをきれいにすることが期待されています。しかし、正しい使い方、正しい維持管理をしないと悪臭や川を汚す原因となります。このため、設置者のみなさんには、法律により浄化槽の管理が義務づけられています。次の点を十分守っていただき快適な生活を過ごしましょう。

法定検査を忘れずに受検しましょう

毎年1回、定期的に受ける検査で、浄化槽が正しい使われ方をされ、保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査します。

定期的に清掃、保守点検を実施しましょう

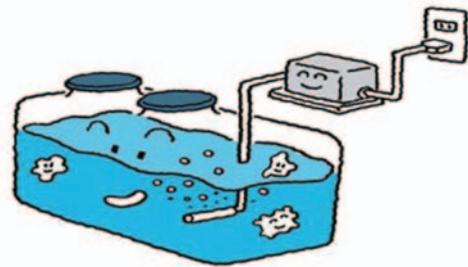
浄化槽は、微生物の力によって汚水を処理するため、適正に使用していても微生物の死骸や汚泥が溜まり、浄化槽の働きが衰えてきます。そこで、これらを除去して元の微生物が働きやすい状態に戻すのが清掃です。又、浄化槽の装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、スラムや汚泥の状況を確認、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充を行います。

浄化槽の上はいつも綺麗にしておきましょう

マンホールやブローアの上に物がたくさん置かれると保守点検や清掃の邪魔になります。

台所から流すものに注意しましょう

台所からの野菜くずや天ぷら油等は、できるだけ流さないようにしてください。



合併浄化槽の使用に関する相談・お問い合わせは

吉野町役場 暮らし環境整備課 環境対策室 Tel(32)9024 まで、ご連絡ください。

下水道 をご利用の皆様へお願い

下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。下水道は、吉野川をはじめとする河川の環境保全や皆様の生活環境をより良くするための大切な財産です。下水道に汚水を流すときは、一人ひとりが十分に注意をして、大切に正しく使用しないと故障の原因となって、設備の寿命を縮めることになります。下水道の使用については、次の点にご注意ください。

台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう

生ごみは、配水管が詰まるもとです。水切りをして、ごみ収集日に出しましょう。

水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう

トイレットペーパー以外の紙、生理用品、異物などを流すと、下水道管が詰まるもとです。

てんぷら油やサラダ油の廃油を流さないでください

お料理のあとの油は配水管に流すと管の内側に付いて固まって下水が流れなくなる恐れがあります。



宅地内の排水設備の管理は皆さんでお願いします

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意を怠ると故障したり、設備の寿命を縮めたりします。また、修理に多額の費用がかかる場合がありますので、故障しないよう日常の管理を行ってください。

下水道供用開始区域内の皆様は一日でも早く下水道に接続しましょう!



紙オムツは流さないで!

下水道の使用に関する相談・お問い合わせは

吉野町役場 暮らし環境整備課 上下水道推進室 NTT…Tel(32)8175 まで、ご連絡ください。